

「学校法人日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学費」事業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学費基金（以下「基金」という。）の運用益等による大規模災害被災学生奨学費事業（以下「奨学費事業」という。）に関して、必要な事項を定めるとともに、その業務の適正、且つ確実な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

(1) 日本赤十字豊田看護大学に入学を許可された学生（大学院生を含む。）のうち、奨学費を希望する者（以下「奨学費希望者」という。）が入学した年度の前3か年間において、学費負担者が災害救助法適用地域において被災し、その影響で家計が急変（支出が著しく増大若しくは収入が著しく減少）したため、次項に定めるところにより経済的に支援が必要と認められる学生。

(2) 日本赤十字豊田看護大学の在學生（大学院生を含む。）のうち、奨学費希望者が在学する年度において学費負担者が災害救助法適用地域において被災し、その影響で家計が急変（支出が著しく増大若しくは収入が著しく減少）したため、次項に定めるところにより経済的に支援が必要と認められる学生。

2 経済的に支援が必要と認められる学生とは、次のとおりとする。

(1) 学費負担者が死亡又は行方不明となっていることを証明できる者。

(2) 学費負担者の所有する自宅家屋が、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び流失により罹災証明書を提出できる者。

(3) 学費負担者が原子力発電所で発生した事故により強制的に避難を命じられていることを証明できる者。

3 第1項の規定に関わらず、日本赤十字学園理事長が指定する大規模災害にあつては、その指定する期間とする。

(奨学費の額)

第3条 1人当たりの奨学費の額は、在籍する大学の半期授業料とする。

(学費免除の単位)

第4条 奨学費事業の対象となる学生への半期授業料免除は災害救助法の適用となった個々の災害を単位として行うこととする。

2 同一学生が複数の災害により受けることができる奨学費の総額は、当該学生の在学期間に係る授業料の総額を超えることはできない。

(奨学生)

第5条 奨学費希望者は、別紙様式1の「学校法人日本赤十字学園大規模災害被災奨学生奨学費申請書」に第2条第2項に定める証明書類を添えて、学長に申請しなければならない。

2 学長は、別紙様式1の申請書及び関係書類に基づき、経営会議の議を経て、奨学生を決定するものとする。

(免除方法)

第6条 奨学生として決定された者の免除方法については原則として次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日までに奨学生として決定された者については後期授業料を免除する。

(2) 10月1日から3月31日までに奨学生として決定された者については翌年度の前期授業料を免除する。

2 前項の規定にかかわらず、最終学年後期に被災し奨学生として決定された者については、半期授業料を6か月で除して月割額(千円未満切捨て)を算出し、当該金額に被災時から3月31日までの月数を乗じた額を免除額とする。

3 第1項又は前項に掲げる者が既に授業料を納付していた場合においては、半期授業料(前項の者については当該免除額)を返還することができる。なお、返還方法は別紙様式2により指定された金融機関の口座に振り込むものとする。

(他の奨学金の受給)

第7条 奨学生は、日本赤十字社の奨学金や独立行政法人日本学生支援機構などの奨学金を受給することができる。

(奨学費相当額の納付等)

第8条 学長は、奨学生が被災時から6か月以内に休学又は留学(看護又は介護教育に係る留学を除く。)

した場合は、異動の事実が発生した時の半期授業料を6か月で除して月割額(千円未満切捨て)を算出し、当該金額に異動事実の発生した翌月を起算日とする月数を乗じて算定した奨学費相当額を納付させるものとする。

2 当該学生が被災時から6か月以内に復学した場合で、奨学生として再決定された場合は、当該復学後の在学月数(被災時から6か月以内の者に限る。)に応じた額を免除することができる。

(奨学生の取消し等)

第9条 奨学生が被災時から6か月以内に次のいずれかに該当すると学長が認めたときは、該当の事実が発生した時の半期授業料を6か月で除して月割額(千円未満切捨て)を算出し、当該金額に異動事実の発生した翌月を起算日とする月数を乗じて算定した奨学費相当額を授業料として納付させるものとする。

(1) 退学又は除籍になったとき。

(2) 疾病などのため学業遂行の見込みがないと認められるとき。

(3) 学業成績又は素行が不良となったとき。

(4) 停学、その他の処分を受けたとき。

(5) その他、奨学生として適当でないと認められるとき。

(異動手続き)

第10条 奨学生は休学、留学及び退学等のときは、すみやかに別紙様式3の「異動届」を学長に提出しなければならない。

(虚偽申請による奨学生の取消し等)

第 11 条 奨学生の申請に虚偽が認められた場合、学長は当該奨学生の奨学費相当額を授業料として納付させるものとする。

(奨学費の事務)

第 12 条 奨学費事業に関する事務は、事務局学務課が行う。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるほか、奨学費事業に関する必要な事項は、経営会議の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和元年 6 月 日赤学第 159 号)

この規程は、令和元年 8 月 28 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年 9 月 6 日赤学第 209 号)

この規程は、令和 4 年 9 月 26 日から施行し、平成元年 8 月 28 日から適用する。

附 則 (令和 5 年 9 月 28 日赤学第 250 号)

この規程は、令和 5 年 12 月 18 日から施行し、令和 3 年 3 月に遡及して適用する。